

事務連絡
平成19年7月31日

内閣府独立行政法人評価委員会
北方領土問題対策協会分科会
委員各位

北方領土問題対策協会分科会事務局

項目別評価表及び総合評価表への評価記入依頼

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、第11回北方領土問題対策協会分科会において説明がございました平成18事業年度業務実績報告書、財務諸表等を基に、下記、記入要領に沿って、標記各評価表に各委員の評価をご記入いただけますようお願いいたします。

ご記入いただいた各評価表につきましてはお手数ではございますが、8月17日（金）までに内閣府北方対策本部までお送りいただけますよう、よろしくお願いいたします。

記

① 総合評価表

各評価欄に、説明を受けての所見をご記入ください。また、各項目について業務運営の改善その他勧告すべき内容がある場合にも、その内容及びそのようにすべき理由をご記入ください。

② 項目別評価表

分科会評価の「指標」「項目」の欄に、独立行政法人による自己評価及びそれに対する分科会での説明を勘案し、各委員ご自身の評価をご記入ください。評価基準に詳細は記されておりますが、記入すべき評価はA、B、C、Dの四段階とされており、定量的指標があるものとないもので、それぞれ評価の定義が異なりますのでご留意ください。

なお、各欄の記入内容の詳細については別紙を御参照下さい。

③ 今後のスケジュール

- 8月17日（金） 各評価表の事務局への提出
8月23日（木） 第27回水産分科会
→貸付業務実績についての意見申出
8月24日（金） 内閣府独立行政法人評価委員会
9月11日（火） 第12回北対協分科会

（本件ご連絡先）

内閣府北方対策本部


調査専門職 久保田 崇

〒100-8970

千代田区霞が関3-1-1

TEL：03-3581-2103

FAX：03-3581-0312

E-mail： 

(別 紙)

項目別評価表の各欄記入内容

1. 中期計画の各項目

平成15年10月から平成19年度末までに達成すべき中期目標に沿って定められた中期計画の各項目について記入されております。

2. 評価項目（18年度計画の各項目）

中期目標を達成するために、期間内の各年度において実施すべき目標を定めております。評価に当たっては当該欄の目標が達成されているかどうかを主にご判断いただきたいと思っております。

3. 指標

18年度の目標が達成されているかどうかを判断する際に見るべき指標を記入しております。

4. 評価基準

数値的な指標だけでは捉えきれない北方領土問題対策協会（以下、「北対協」という。）の業務の特殊性や事業の実態を踏まえた評価を行うために評価の際に準拠すべき具体的な観点を記載しております。北対協においては、当該欄に記入された事項について下記の基準にあてはめて「5. 実績」の欄を記入しております。

■ 定性的基準

- A 満足のいく実施状況
- B ほぼ満足のいく実施状況
- C やや満足のいかない実施状況
- D 満足のいかない実施状況

■ 定量的基準

A、B、C、Dについて各々どのような値であれば、該当するか記入されております。

5. 実績

北対協より、それぞれの「評価基準または評価の観点」に則して、平成18年度の業務実施状況がどのようなであったかを記載しております。

6. 自己評価

北対協により、実績に基づき当該指標における評価がA、B、C、Dのいずれに該当するかが記入されております。「5. 実績」欄の記載内容は当該欄に記入された評価の理由としてお考えいただければと思います。

7. 分科会評価

主に定性的評価について、各「指標」及び各「項目」について分科会としての評価を記入することになる欄です。各委員におかれましては、北対協の記入した「6. 自己評価」と委員ご自身の思われる評価が異なる場合にご記入下さい。言い換えますと、北対協による「6. 自己評価」が妥当であると認められる場合には空欄にしていただければ、分科会における説明にご納得いただき、自己評価と同一の評価を下したのものとして取り扱わせていただきます。

8. 評価理由

「7. 分科会評価」の欄において、「6. 自己評価」とは異なる評価をご記入いただいた場合には、当該欄にそのようにご判断いただいた理由をご記入いただけますようお願いいたします。